

常任委員会の動き

○審査概要・活動

総務文教常任委員会

行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

問 空調設備の使用料算定に伴う減価償却費の計算方法について。

答 行田市使用料・手数料見直し基本方針に基づき、空調設備の取得価格に普通交付税措置を見越した場合の30%とし、それに0.9を乗じて耐用年数15年で除したものが、使用料算定に伴う減価償却費の計算式となる。

問 夏季期間中、天候によっては空調を入れない場合もあると思うが、その場合でも、空調を使用した金額となるのか。

答 総合体育館の使用料は先払いとなるため、空調を入れなかった場合は、後日、還付の手続きとなる。

令和7年度行田市一般会計補正予算(第5回)

○学校給食センター賄材料費

問 食材費高騰による児童・生徒1食当たりの市費負担額はどれくらいになるのか。

答 小学校では1食当たりの給食費

238円が315円となり、市負担分は77円。中学校では1食当たり281円が372円となり、市負担分は91円となる。



建設環境常任委員会

令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算(第3回)

問 下水道管路等の改築工事に係る費用の15.03%が本市の負担とのことだが、その根拠は。

答 本市の負担率は、荒川左岸北部流域下水道(埼玉県下水道局管轄。熊谷市、鴻巣市、北本市、桶川市、行田市の5市で構成)の全体計画の中の「日最大汚水量」の割合となっている。

令和7年度行田市一般会計補正予算(第5回)

○市道維持補修費

問 施設改修工事請負費の詳細は。

答 行田市駅北口の駅前広場の4基及び忍川に架かる翔栄橋の4基、計8基の照明灯について一部不点灯となっている。調査の結果、漏電が原因と判明したが、漏電箇所特定ができなかったことから、8基すべてをLED化することから、大規模改修となったものである。



健康福祉常任委員会

令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2回)

問 新たに新設される特定親族特別控除とは何か。

答 特定親族特別控除は、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等を扶養する納税者に対して、所得税及び住民税を軽減する措置で、親族の合計所得が58万円から123万円以下であれば段階的に控除を受けられるものである。

○行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

問 本条例は、自治体の裁量で判断できる部分もあると思うが、本市の場合は何が反映されているのか。

答 先行的に事業を実施してきた中で、保護者や事業者からの意見を聞いた結果、国の基準から上乗せすべき事項は特段なかったことから、国の基準に準じて本条例を制定するものである。

問 こども誰でも通園制度の目的の一つに、支援が必要な家庭を見定める機会の創出があるが、この点について市はどのように考えているか。

答 本制度の利用により、普段は自宅で子育てをしている家庭について、支援が必要かどうか気づく機会が増えていくと感じており、各園と連携してアプローチをしていきたい。

